

# あなたの家には住宅用火災警報器は設置されていますか!?

◆問い合わせ◆ 仁淀消防組合本部予防係 電話 893-3221

住宅火災で逃げ遅れによる死傷者を無くすことを目指し、全国的に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。特に死者の半数以上が高齢者で、死に至った原因の70%は逃げ遅れとなっています。

仁淀消防組合管内であるいの町・日高村でも、

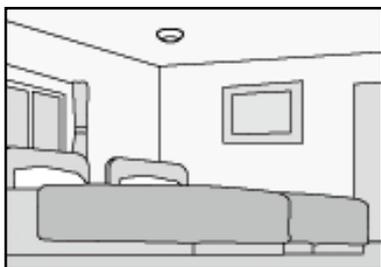
火災予防条例により、平成23年6月1日から全ての住宅に設置が義務付けられました。今年度仁淀消防組合管内で設置調査したところ、まだ設置されていない住宅が多数あります。

自分や家族の尊い生命を火災から守るために、住宅用火災警報器の設置に取り組みましょう。

## 設置場所

原則として煙式の機器を設置します。

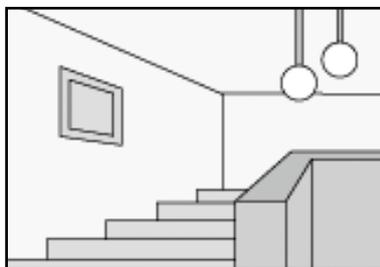
### 1. まずは寝室



#### ※寝室の数に応じて設置が必要

就寝に使用する部屋に設置します。(普段就寝している部屋のこと、来客が就寝するような部屋は除きます。)

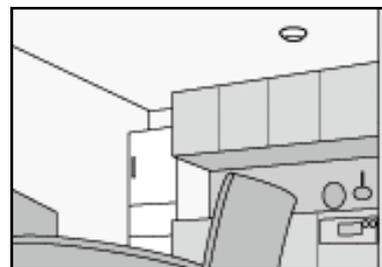
### 2. 次に階段



#### ※階段に必要な場合

就寝に使用する部屋がある階の階段の踊り場の天井、又は壁面に設置します。ただし、避難階(1階など容易に避難できる階)は除きます。

### 3. さらにキッチン



#### ※自主的に設置する場合

仁淀消防組合火災予防条例には火気使用場所等への設置義務はありませんが、熱式の機器を設置しておくことより安心です。

## 種類

住宅用火災警報器などには大きく分けて天井に取り付けるものと壁に取り付けるものの2種類があります。さらに、どちらも家庭用電源(100V)式と乾電池式の二つの方式があります。

※購入するときは、日本消防検定協会の鑑定に合格した「NSマーク」のあるものが安心です。



<天井取り付け式>



<壁取り付け式>

### ◆ 注意事項

- 電池交換が必要なものは、電池切れの警報が出た場合に交換する必要があります。
- 住宅用火災警報器の交換期限がきたら交換してください。(自動試験機能が付加されている機器を除きます。)
- 自動火災報知設備又はスプリンクラー設備などが設置されている場合は、住宅用火災警報器などの設置は必要ありません。